

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年8月3日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 札幌三越・QB Sapporo

所在地 札幌市中央区南一条西3丁目8番地

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三越伊勢丹

住所 東京都新宿区新宿三丁目14番1号

代表者 代表取締役社長執行役員 杉江 俊彦

名称 清水地所株式会社

住所 東京都中央区京橋2丁目18番4号

代表者 代表取締役 小林 誠夫

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の代表者

①株式会社三越伊勢丹（変更前）大西 洋（変更後）杉江 俊彦

②清水地所株式会社（変更前）清水 基昭（変更後）小林 誠夫

(4) 変更した年月日

①平成29年4月1日 ②平成30年6月15日

(5) 変更した理由

取締役会の決議による代表者変更のため。

2 届出年月日 平成30年7月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

(2) 縦覧期間 平成30年8月3日～平成30年12月3日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（午前8時45分～午後5時15分（午後0時15分～午後1時までを除く）

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成30年12月3日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。